

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則

家庭医療専門医の認定に関する細則

(どちらも全く同じ条文)

現行	改定案
<p>(更新の保留)</p> <p>第 14 条 次の場合は、専門医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。</p> <ol style="list-style-type: none">更新審査の申請期日までに第 12 条第 2 項または第 3 項を満たせないとき。期間は 1 年間のみとする。前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として 3 年間までとする。前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として 3 年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医制度認定委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。 <p>2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した専門医認定更新保留申請書（様式新専認-13）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)に</p>	<p>(更新の保留)</p> <p>第 14 条 要綱第 25 条第 1 項により専門医の認定の更新の保留を申請できる場合と保留できる期間は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none">更新審査の申請期日までに第 12 条第 2 項または第 3 項を満たせないとき。保留できるのは 1 年間のみとする。前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、留学、病気、出産、育児または介護などで一時的に業務から離れた期間があるとき、または認定更新に十分な臨床業務ができる職を離れた期間があるときで、前回の認定後に 6 ヶ月以上の該当期間がある場合またはそれが見込まれる場合。保留できるのは 該当期間（予定を含む）に 1 年を加えた期間を超えない年数とする。削除削除 <p>2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した専門医認定更新保留申請書（様式新専認-13）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。特例として、病状等により期限までに提出することが不可能だった場合は、期限を過ぎて</p>

<p>よる場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 第1項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を3年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が2年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。</p> <p>4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第27条により専門医の認定を取り消す。</p>	<p>から提出することができる。前項(2)による場合は、その事由を証明できる書類(写しも可)を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項の(2)による保留の場合、1回の申請で保留できるのは3年間までとし、これを越える場合はその都度申請を要する。</p> <p>4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第27条により専門医の認定を取り消す。</p>
---	--

プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則 (改定内容は専門医と同じ)

現行	改定案
<p>(更新の保留)</p> <p>第14条 次の場合は、認定医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 更新審査の申請期日までに第12条第2項または第3項を満たせないとき。期間は1年間のみとする。 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として3年間までとする。 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として3年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医制度認定委員 	<p>(更新の保留)</p> <p>第14条 要綱第37条第1項により認定医の認定の更新の保留を申請できる場合と保留できる期間は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 更新審査の申請期日までに第12条第2項または第3項を満たせないとき。保留できるのは1年間のみとする。 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、留学、病気、出産、育児または介護などで一時的に業務から離れた期間があるとき、または認定更新に十分な臨床業務ができる職を離れた期間があるときで、前回の認定後に6ヶ月以上の該当期間がある場合またはそれが見込まれる場合。保留できるのは該当期間(予定を含む)に1年を加えた期間を超えない年数とする。 削除 削除

<p>会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。</p> <p>4. 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。</p> <p>2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した認定医認定更新保留申請書（様式認定医-10）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。ただし要綱第 37 条第 3 項により保留をする場合は、申請書を要しない。</p> <p>3 第 1 項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を 3 年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が 2 年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。</p> <p>4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第 41 条により認定医の認定を取り消す。</p>	<p>2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した認定医認定更新保留申請書（様式認定医-10）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。特例として、病状等により期限までに提出することができなかった場合は、期限を過ぎてから提出することができる。前項(2)による場合は、その事由を証明できる書類（写しも可）を添付しなければならない。ただし要綱第 37 条第 3 項により保留をする場合は、申請書を要しない。</p> <p>3 第 1 項の(2)による保留の場合、1 回の申請で保留できるのは 3 年間までとし、これを越える場合はその都度申請を要する。</p> <p>4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第 41 条により認定医の認定を取り消す。</p>
---	--

指導医の認定に関する細則

現行	改定案
<p>(更新の保留)</p> <p>第 14 条 次の場合は、指導医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。</p>	<p>(更新の保留)</p> <p>第 14 条 要綱第 30 条第 1 項により指導医の認定の更新の保留を申請できる場合と保留できる期間は、次の通りとする。</p>

<p>1. 更新審査の申請期日までに第 12 条を満たせないとき。期間は 1 年間のみとする。</p> <p>2. 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として 3 年間までとする。</p> <p>3. 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として 3 年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医制度認定委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。</p> <p>4. 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。</p> <p>2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した指導医認定更新保留申請書（様式指導医-5）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を 3 年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が 2 年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。</p>	<p>1. 更新審査の申請期日までに第 11 条を満たせないとき。保留できるのは 1 年間のみとする。</p> <p>2. 専門医または認定医について認定の更新の保留が申請されたときは、指導医の認定の更新の保留も同じ期間で申請されたものとみなす。</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 削除</p> <p>2 前項(1)で更新の保留を申請するときは、その理由を記した指導医認定更新保留申請書（様式指導医-5）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 第 1 項(1)により更新の保留が認められた者が第 11 条の要件を満たせたときは、第 9 条の規定にかかわらず随时、認定の更新を申請し審査を受けることができる。</p> <p>4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第 31 条により指導医の認定を取り消す。</p>
---	---

4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第31条により指導医の認定を取り消す。